日興AMオフショア・ファンズ
豪ドル建てエマージング・ハイ・イールド・ボンド・ファンド

ケイマン籍オープン・エンド契約型 公募外国投資信託（豪ドル建て）

運用報告書（全体版）

作成対象期間：第４期（2015年７月１日～2016年６月30日）

受益者のみなさまへ

平素は格別のご愛顧を賜り、厚くお礼申しあげます。
「日興ＡＭオフショア・ファンズ　豪ドル建てエマージング・ハイ・イールド・ボンド・ファンド」は、2016年６月30日に第４期の決算を行いましたので、期中の運用状況をご報告申しあげます。
今後とも一層のお引き立てを賜りますようお願い申しあげます。

日興ＡＭグローバル・ケイマン・リミテッド

ファンドの仕組み

ファンド形態	ケイマン籍オープン・エンド契約型 公募外国投資信託（豪ドル建て）
信託期間	日興ＡＭオフショア・ファンズのマスター信託証書の締結日（2012年10月15日）より150年間
運用方針および運用方法	ファンドの投資目的は、インカム収益の確保および中長期的な資産の成長を追求することです。投資顧問会社および／またはその受任者は、投資対象ファンドのAUDヘッジド・クラスの受益証券に主に投資することでその目的の達成を図ります。
主要投資対象	投資対象ファンドのAUDヘッジド・クラスの受益証券
主な投資制限	●いかなる種類の株式または持分証券に直接的または間接的に投資しません。 ●空売りの結果、ファンドを代理して空売りされたすべての証券の総額が、かかる空売りの直後にファンドの資産額を超える場合に、証券の空売りをしません。 ●借入の結果、ファンドを代理して行われた借入の残高の総額が、かかる借入の直後にファンドの純資産総額の10％を超える場合に、原則として当該借入を行いません。 ●投資会社ではない単一の法人の株式に関して、株式の取得の結果、投資顧問会社および／またはその受任者が運用するすべてのミューチュアル・ファンドが保有する当該法人の議決権付株式総数が、当該法人の議決権付発行済株式総数の50％を超えることになる場合に、当該株式を取得しません。 ●証券取引所に上場されていない、または現金化が容易ではない投資証券の取得に関して、ファンドが保有するかかるすべての投資証券の総額が、当該取得の直後に直近の入手可能な純資産総額の15％を超える場合に、原則としてかかる投資証券を取得しません。 ●受益者の権利を害する取引またはファンドの資産の適正な運用に反する取引（投資顧問会社および／もしくはその受任者または第三者（受益者を除きます。）の利益を図るための取引を含みますが、これらに限定されません。）を行いません。 ●原則として、自己取引を行いません。
分配方針	受託会社またはその受任者は、管理会社の指示により、各分配期間（以下「当該分配期間」といいます。）につき、その後の分配期間中の現地分配日において、管理会社が決定した金額を各受益者に分配します。かかる分配金は、ファンドの収益、実現／未実現のキャピタルゲインおよび管理会社が決定する分配可能なファンドの資金から支払われます。

運用経過

期中の基準価額等の推移

（2015年７月１日～2016年６月30日）

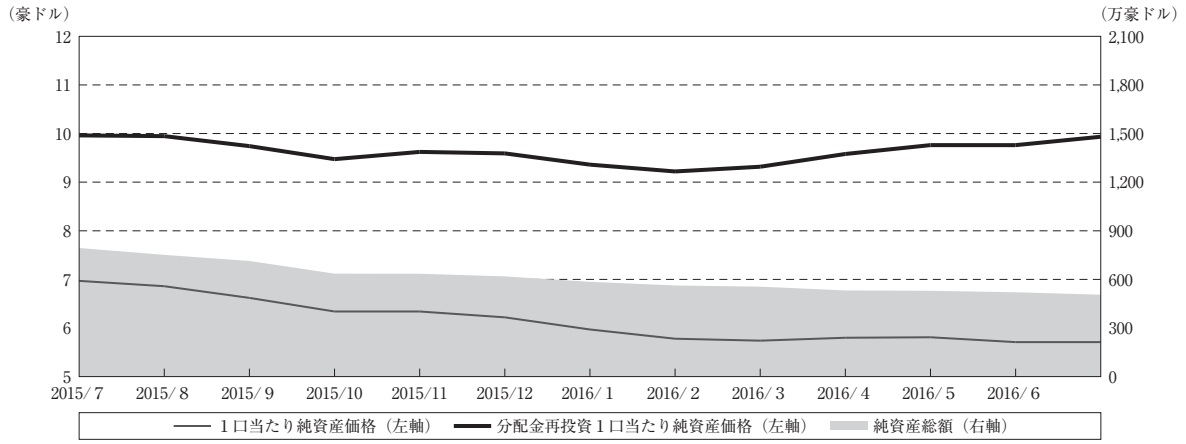

期　　首：6.97豪ドル
期　　末：5.71豪ドル（既払分配金（税引前）：1.20豪ドル）
騰 落 率：－0.28％　（分配金再投資ベース）

（注）分配金再投資基準価額は、分配金（税引前）を分配時に再投資したものとみなして計算したもので、ファンド運用の実質的なパフォーマンスを示すものです。
（注）ファンドの購入価額により課税条件も異なりますので、お客様の損益の状況を示すものではありません。
（注）分配金再投資基準価額は、期首（2015年７月１日）の値が１口当たりの純資産価格と同一となるように指数化しております。
（注）上記騰落率は、小数点以下第２位を四捨五入して表示しております。
（注）ファンドにベンチマークは設定されておりません。

○基準価額の推移

期首6.97豪ドルの基準価額は、期末に5.71豪ドルとなり、騰落率は－0.28％となりました。

○基準価額の主な変動要因

ファンドの投資目的は、インカム収益の確保および中長期的な資産の成長を追求することです。投資顧問会社および／またはその受任者は、ケイマン諸島の法律に基づいて設立され、ケイマン諸島金融庁に登録されたマルチクラス型のユニット・トラストであるブルーベイ・インターナショナル・トラストのサブ・トラストであるEMサブIGハイインカム・コープボンド・サブトラスト（以下「投資対象ファンド」といいます。）のAUDヘッジド・クラスの受益証券に主に投資することでその目的の達成を図ります。当期中における基準価額の主な変動要因は、以下の通りです。

＜値上がり要因＞
・米国国債の金利低下による債券価格の上昇。
・豪ドルと米ドルの短期金利の差による、為替取引からの収入。
＜値下がり要因＞
・投資社債の米国債対比のスプレッド（利回り格差）の拡大による債券価格の下落。

費用明細

（2015年７月１日～2016年６月30日）

項　　目	年　率	項　目　の　概　要
管理・投資顧問報酬	0.25％	運用財産の管理および資金の運用等の対価
代行協会員報酬	0.01％	受益証券の純資産価格の公表業務等の対価
販売報酬	0.20％	運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価
販売管理報酬	0.94％	買戻手数料の管理等の対価
受託管理報酬	0.01％	ファンドに関する受託業務、運営業務等の対価
その他の手数料等	2.87％	専門家報酬、登録料、印刷費用、組成費、名義書換代理人報酬等

（注）各報酬は、目論見書に定められている料率を記載しています。
（注）「その他の手数料等」については、運用状況等により変動するものや実費となる費用が含まれています。便宜上、当期のその他の手数料等の金額をファンドの当期末の純資産総額で除して100を乗じた比率で表示していますが、実際の比率とは異なります。

投資環境およびポートフォリオについて

（2015年７月１日～2016年６月30日）

ファンドは、「EMサブIGハイインカム・コープボンド・サブトラストのAUDヘッジド・クラス」の受益証券を高位に組み入れ、一部の債券を限定的に組み入れました。

以下の「投資環境」および「ポートフォリオ」は、「EMサブIGハイインカム・コープボンド・サブトラストのAUDヘッジド・クラス」についてのご報告です。

■投資環境

（市場環境）

新興国ハイ・イールド債市場は当期間上昇しました。上昇に寄与したのは米国債金利の低下でした。米国では、９年ぶりとなる利上げが実施されましたが、米国連邦準備制度理事会（FRB）はハト派な姿勢を続け、日欧によるマイナス金利の導入などの緩和的な金融政策によって金利は低下基調となりました。また、期末にかけては英国のEU離脱（ブレグジット）の話題が出る中で質への逃避が進んだことが、この金利低下に拍車をかけました。

一方、新興国市場では前半に原油価格を始めとするエネルギー価格の下落を受けて軟調となりました。しかしその後原油価格が反発して、ブラジルでの政治的進展もあり、新興国資産へのリスク心理が改善する中で上昇に転じました。これまでの自国通貨の下落による輸出増の効果も徐々に企業業績に現れるようになったことも好感されました。主要先進国債金利の低下による利回りへの需要もあり、それまでの下落を一部取り戻しましたが、この１年間を通してみると米国債金利との金利差は拡大しました。

（今後の市場見通し）

新興国社債市場に対して悲観的になる必要はないと考えています。ファンダメンタルズに改善傾向がみられ、資産売却により財務レバレッジの改善に取り組んでいる企業なども多くみられてきています。デフォルト率も想定よりも低水準に留まる可能性も高まっています。さらに新規発行が少ないことから、供給に対して需要のほうが多いことを背景に、需給面も下支えになるとみられます。

■ポートフォリオ

投資対象ファンドは、投資家のリスク心理の悪化への懸念から、新興国資産に対して当初慎重な見方をしていました。そのため前半はややリスクを抑制した投資を行いましたが、金利の低下等の追い風もあり、絶対ベースでは堅調なリターンを獲得しました。

国別では政治的進展を好感してブラジルの投資比率を高める一方、経済状況の悪化への懸念から中国の投資比率を引き下げました。セクターでは、原油価格の反発がみられたことから、エネルギー・セクターの投資比率を高めました。

分配金

（2015年７月１日～2016年６月30日）

当期（2015年７月１日～2016年６月30日）の１口当たりの分配金はそれぞれ下表のとおりです。なお、下表の「分配金を含む１口当たり純資産価格の変動額」は、当該分配落日における１口当たり分配金額と比較する目的で便宜上算出しているものです。

（金額：豪ドル）

分配落日	１口当たり純資産価格	１口当たり分配金額 （対１口当たり純資産価格比率（注1））	分配金を含む１口当たり純資産価格の変動額（注2）
2015年７月16日	6.90	0.10 （1.43％）	0.01
2015年８月18日	6.71	0.10 （1.47％）	－0.09
2015年９月16日	6.49	0.10 （1.52％）	－0.12
2015年10月16日	6.36	0.10 （1.55％）	－0.03
2015年11月17日	6.23	0.10 （1.58％）	－0.03
2015年12月16日	5.97	0.10 （1.65％）	－0.16
2016年１月19日	5.75	0.10 （1.71％）	－0.12
2016年２月17日	5.68	0.10 （1.73％）	0.03
2016年３月16日	5.72	0.10 （1.72％）	0.14
2016年４月18日	5.78	0.10 （1.70％）	0.16
2016年５月17日	5.73	0.10 （1.72％）	0.05
2016年６月16日	5.65	0.10 （1.74％）	0.02

（注１）「対１口当たり純資産価格比率」とは、以下の計算式により算出される値であり、ファンドの収益率とは異なる点にご留意ください。
対１口当たり純資産価格比率（％）＝100×ａ／ｂ
ａ＝当該分配落日における１口当たり分配金額
ｂ＝当該分配落日における１口当たり純資産価格＋当該分配落日における１口当たり分配金額
（注２）「分配金を含む１口当たり純資産価格の変動額」とは、以下の計算式により算出されます。
分配金を含む１口当たり純資産価格の変動額＝ｂ－ｃ
ｂ＝当該分配落日における１口当たり純資産価格＋当該分配落日における１口当たり分配金額
ｃ＝当該分配落日の直前の分配落日における１口当たり純資産価格
（注３）2015年７月16日の直前の分配落日（2015年６月16日）における１口当たり純資産価格は、6.99豪ドルでした。

（参考情報）

○当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

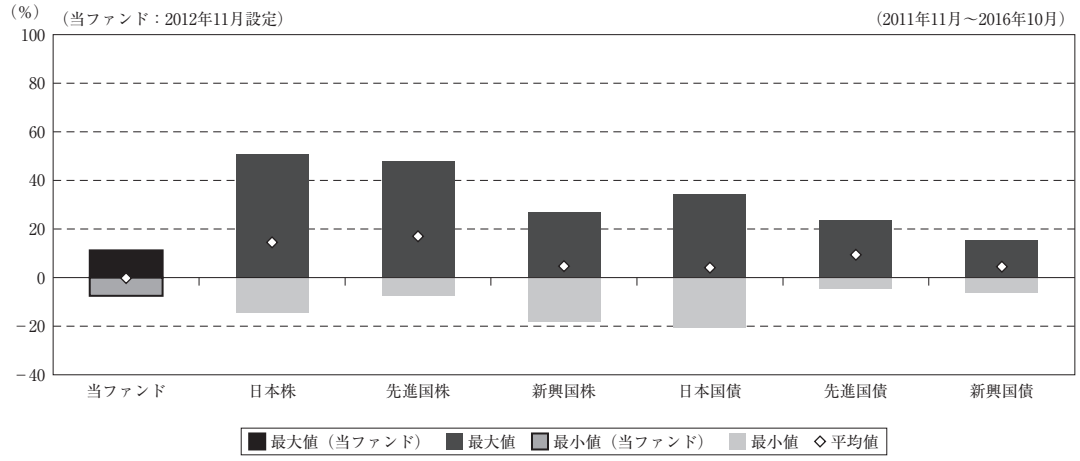

（当ファンドと他の代表的な資産クラスの平均騰落率、年間最大騰落率および最小騰落率（%））

（単位：%）

	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値	11.2	51.0	47.8	27.1	34.5	23.8	15.6
最小値	△7.5	△14.4	△7.7	△18.2	△20.7	△4.6	△6.4
平均値	△0.2	14.5	17.0	4.7	4.1	9.4	4.5

※上記は当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。
※全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
※上記は2011年11月から2016年10月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の最大・最小・平均を、当ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。当ファンドの騰落率は、分配金（税引前）を再投資したものとして計算した理論上のものであり、実際の純資産価格に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

《各資産クラスの指数》
日　本　株：東証株価指数（ＴＯＰＩＸ、配当込）
先進国株：ＭＳＣＩ － ＫＯＫＵＳＡＩインデックス（配当込）
新興国株：ＭＳＣＩエマージング・マーケット・インデックス（配当込）
日本国債：ＮＯＭＵＲＡ － ＢＰＩ国債
先進国債：シティ世界国債インデックス（除く日本）
新興国債：ＪＰモルガンＧＢＩ － ＥＭグローバル・ディバーシファイド

※各指数は、豪ドル換算しております。

組入資産の内容

（2016年６月30日現在）

○組入資産

組入銘柄数：２銘柄

EMサブIGハイインカム・コープボンド・サブトラストのAUDヘッジド・クラス	96.0%
エマージング・ボンド・リンク債	4.0%

（注）組入比率は純資産総額に対する評価額の割合です。

○資産別配分

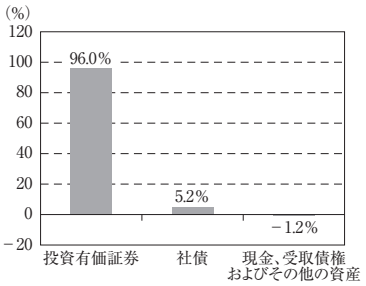

○国別配分

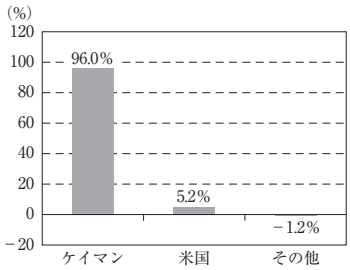

○通貨別配分

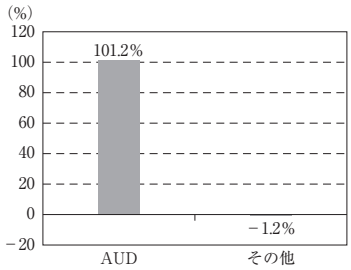

（注）比率は当ファンドの純資産総額に対する割合です。
（注）国別配分につきましては発行国もしくは投資国を表示しております。

組入ファンドの概要

ＥＭサブＩＧハイインカム・コープボンド・サブトラストのポートフォリオの内容

2016年10月31日現在

【組入上位10銘柄】

	銘　柄	国名	業種	比率
				%
1	YPFDAR 8 1/2% 07/25 YPF	アルゼンチン	エネルギー	3.1
2	LBTYA 6 7/8% 01/24 VTRファイナンス	チリ	通信	2.7
3	ELEBRA 6 7/8% 07/19 ブラジル中央電力	ブラジル	公益	1.9
4	PETBRA 8 3/8% 05/23/21 ブラジル石油公社	ブラジル	エネルギー	1.7
5	PESAAR 7 3/8% 07/23 ペトロブラス・アルヘンティーナ	アルゼンチン	エネルギー	1.7
6	CSANBZ 7% 01/27 コザン	ブラジル	消費財	1.6
7	BANBRA 9% 06/49 ブラジル銀行	ブラジル	金融	1.4
8	RIOOIL 9 1/4% 07/24 リオ州年金基金	ブラジル	金融	1.4
9	ECOPET 5 7/8% 05/28/45 エコペトロル	コロンビア	エネルギー	1.4
10	ALTICE 7 1/2% 05/26 アルティス	イスラエル	通信	1.4
組入銘柄数		133銘柄		

※比率は当外国投資信託の純資産総額比です。

【ポートフォリオの特性値】

最終利回り	6.32%
直接利回り	6.54%
デュレーション	4.69年
平均格付	BB−

※利回りは管理報酬、手数料および税金などを考慮しておりませんので、投資家の皆様の実質的な投資成果を示すものでも将来得られる期待利回りを示すものでもありません。
※平均格付とは、データ基準日時点で当外国投資信託が保有している有価証券などに係る信用格付を加重平均したものであり、当外国投資信託に係る信用格付ではありません。

※上記は、ブルーベイ・アセット・マネジメントより提供された情報です。

今後の運用方針

（ファンド）

ファンドは、引き続き、投資対象ファンドのAUDヘッジド・クラスの受益証券に主に投資することでインカム収益の確保および中長期的な資産の成長を追求する方針です。

（投資対象ファンド）

国および銘柄ごとの差別化がますます広まることが予想されますので、緻密な銘柄分析が引き続き重要になると考えています。金利上昇による影響を相対的に受けにくい高利回り資産を選好していく方針です。価格変動の高まりは収益獲得機会を提供することから、こうした市場の動きを積極的に活用していく方針です。

（注）将来の市場環境の変動などにより、上記運用方針が変更される場合があります。

今後ともご愛顧賜りますよう、よろしくお願い申しあげます。

運用実績

純資産価格の推移

	純資産総額		１口当たり純資産価格	
	（豪ドル）	（円）	（豪ドル）	（円）
第１会計年度末（2013年６月30日）	22,468,150.65	1,896,985,959	8.88	750
第２会計年度末（2014年６月30日）	19,538,732.42	1,649,655,178	8.48	716
第３会計年度末（2015年６月30日）	7,937,545.61	670,166,976	6.97	588
第４会計年度末（2016年６月30日）	5,056,037.00	426,881,204	5.71	482
2015年７月末日	7,515,410.01	634,526,067	6.86	579
８月末日	7,137,408.30	602,611,383	6.62	559
９月末日	6,355,515.94	536,596,211	6.34	535
10月末日	6,350,228.16	536,149,764	6.34	535
11月末日	6,185,462.05	522,238,561	6.22	525
12月末日	5,851,173.65	494,014,591	5.97	504
2016年１月末日	5,626,343.88	475,032,214	5.78	488
２月末日	5,551,395.25	468,704,301	5.74	485
３月末日	5,319,496.84	449,125,118	5.80	490
４月末日	5,298,163.67	447,323,959	5.81	491
５月末日	5,205,429.40	439,494,404	5.71	482
６月末日	5,056,037.00	426,881,204	5.71	482

（注）豪ドルの円貨換算は、2016年12月１日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（１豪ドル＝84.43円）によります。以下、豪ドルの金額表示は別途明記されない限りすべてこれによります。

分配の推移

（１口当たり、税引前）

	豪ドル受益証券	
	豪ドル	円
第１会計年度末（2013年６月30日）	0.60	50.66
第２会計年度末（2014年６月30日）	1.20	101.32
第３会計年度末（2015年６月30日）	1.20	101.32
第４会計年度末（2016年６月30日）	1.20	101.32

独立監査人の報告書

豪ドル建てエマージング・ハイ・イールド・ボンド・ファンドの受託会社としての
ＣＩＢＣバンク・アンド・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド　御中

我々は、豪ドル建てエマージング・ハイ・イールド・ボンド・ファンド（以下「ファンド」という。）の2016年６月30日現在の資産負債計算書（投資有価証券明細表等を含む。）ならびに同日をもって終了する年度についての運用計算書、純資産変動計算書およびキャッシュ・フロー計算書ならびに重要な会計方針の概要およびその他の説明情報から構成される注記から構成される、添付の財務書類について監査を行った。

財務書類についての経営陣の責任

経営陣は、米国において一般に公正妥当と認められた会計原則に準拠して当財務書類の作成および公正な表示ならびに欺罔もしくは過失の如何にかかわらず、重大な虚偽記載がない財務書類の作成を行うために経営陣が必要と決定する内部統制に関して責任を負う。

監査人の責任

我々の責任は、我々の監査に基づいて当財務書類に対して意見を表明することである。我々は、国際監査基準に準拠して監査を実施した。これらの基準は、我々が倫理上の要件に従いつつ、財務書類に重大な虚偽記載がないことの合理的な確信を得られるか否かに関して我々が監査を計画し実施することを要求している。

監査には、財務書類中の金額および開示事項について監査証拠を入手するための手続きを実施することが含まれる。選択された手続きは、欺罔または過失の如何にかかわらず、財務書類の重大な虚偽記載のリスク評価を含む、監査人の判断に依っている。それらのリスク評価を行う際に、事業体の内部統制の有効性に関する意見表明の目的ではなく、現状に相応しい監査手続きを計画するために、事業体の財務書類の作成および公正な表示に関する内部統制を監査人は検討する。監査にはまた、全体的な財務書類の表示の評価と同様に、採用された会計方針の妥当性および経営陣によって行われた会計上の見積りの合理性を評価することも含まれる。

我々は、我々が入手した監査証拠が我々の監査意見に関する基礎を提供するに充分かつ適切であると確信する。

意見

我々の意見では、当財務書類は、豪ドル建てエマージング・ハイ・イールド・ボンド・ファンドの2016年６月30日現在の財務状態ならびに同日をもって終了する年度についての財務実績およびキャッシュ・フローについて、あらゆる重大な点においてを米国において一般に公正妥当と認められた会計原則に従って公正に表示しているものと認める。

プライスウォーターハウスクーパース　ケイマン諸島
2016年12月９日

pwc

Independent auditor's report

To CIBC Bank and Trust Company (Cayman) Limited solely in its capacity as the Trustee of AUD Denominated Emerging High Yield Bond Fund

We have audited the accompanying financial statements of AUD Denominated Emerging High Yield Bond Fund (the "Fund"), which comprise the statement of assets and liabilities, including the portfolio of investments, as at June 30, 2016, and the statements of operations, of changes in net assets and of cash flows and the financial highlights for the year then ended, and notes, comprising a summary of significant accounting policies and other explanatory information.

Management's responsibility for the financial statements

Management is responsible for the preparation and fair presentation of these financial statements in accordance with accounting principles generally accepted in the United States of America, and for such internal control as management determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

Auditor's responsibility

Our responsibility is to express an opinion on these financial statements based on our audit. We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing. Those Standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance about whether the financial statements are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the financial statements. The procedures selected depend on the auditor's judgment, including the assessment of the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the auditor considers internal control relevant to the entity's preparation and fair presentation of the financial statements in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity's internal control. An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by management, as well as evaluating the overall presentation of the financial statements.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Opinion

In our opinion, the financial statements present fairly, in all material respects, the financial position of AUD Denominated Emerging High Yield Bond Fund as at June 30, 2016, and its financial performance and its cash flows for the year then ended in accordance with accounting principles generally accepted in the United States of America.

PricewaterhouseCoopers

December 9, 2016

PricewaterhouseCoopers, 18 Forum Lane, Camana Bay, P.O. Box 258, Grand Cayman, KY1- 1104, Cayman Islands
T: +1 (345) 949 7000, F: +1 (345) 949 7352, www.pwc.com/ky

豪ドル建てエマージング・ハイ・イールド・ボンド・ファンド
資産負債計算書
2016年６月30日現在
（豪ドルで表示）

	（豪ドル）	（千円）
資産：		
投資有価証券－時価（取得価格 4,764,117豪ドル）	5,118,132	432,124
現金	24,152	2,039
前払資産	20,324	1,716
資産合計	5,162,608	435,879
負債：		
未払専門家報酬	76,870	6,490
未払登録料	10,665	900
未払印刷費用	5,019	424
未払管理及び販売手数料	5,008	423
未払保管会社報酬	4,902	414
未払受託会社報酬	2,945	249
未払販売会社報酬	842	71
未払名義書換代理人報酬	190	16
未払代行協会員報酬	130	11
負債合計	106,571	8,998
受益証券保有者に帰属する純資産	**5,056,037**	**426,881**
純資産内訳：		
払込済資本	12,721,477	1,074,074
純投資利益を上回る分配金の累積額	(9,155,730)	(773,018)
為替取引及び為替先渡し契約に係る累積実現純利益	1,136,277	95,936
投資及び為替先渡し契約に係る未実現純評価益	354,013	29,889
受益証券保有者に帰属する純資産	**5,056,037**	**426,881**
受益証券１口当たり純資産価格		
（豪ドル建てクラス 5,056,037豪ドル ÷ 発行済受益証券 884,830口）	5.7141	0.482

添付の注記は、当財務書類の一部である。

豪ドル建てエマージング・ハイ・イールド・ボンド・ファンド
運用計算書
2016年６月30日に終了した年度
（豪ドルで表示）

	（豪ドル）	（千円）
投資収益：		
利息	267	23
投資収益合計	267	23
費用：		
専門家報酬	89,122	7,525
管理及び販売手数料	72,318	6,106
登録料	24,737	2,089
印刷費用	15,346	1,296
受託会社報酬	15,164	1,280
組成費	14,329	1,210
販売会社報酬	12,154	1,026
名義書換代理人報酬	1,473	124
代行協会員報酬	608	51
費用合計	245,251	20,707
純投資損失	**(244,984)**	**(20,684)**
実現及び未実現利益／（損失）：		
実現利益		
投資有価証券	169,969	14,350
実現純利益	169,969	14,350
未実現評価損の変動		
投資有価証券	(26,930)	(2,274)
為替取引及び為替先渡し契約	(77)	(7)
未実現評価損の純変動	(27,007)	(2,280)
実現及び未実現純利益	142,962	12,070
運用に伴う純資産の純減少	**(102,022)**	**(8,614)**

添付の注記は、当財務書類の一部である。

豪ドル建てエマージング・ハイ・イールド・ボンド・ファンド
純資産変動計算書
2016年６月30日に終了した年度
（豪ドルで表示）

	（豪ドル）	（千円）
下記による純資産の増加（減少）：		
運用：		
純投資損失	(244,984)	(20,684)
実現純利益	169,969	14,350
未実現評価損の純変動	(27,007)	(2,280)
運用に伴う純資産の純減少	(102,022)	(8,614)
受益証券保有者への分配金：		
豪ドル建てクラス	(1,179,602)	(99,594)
分配金合計	(1,179,602)	(99,594)
資本取引：		
買戻済受益証券		
豪ドル建てクラス（253,760口）	(1,599,903)	(135,080)
資本取引に伴う純資産の純減少	(1,599,903)	(135,080)
純資産の減少額合計	**(2,881,527)**	**(243,287)**
純資産：		
期首	7,937,564	670,169
期末	5,056,037	426,881

添付の注記は、当財務書類の一部である。

豪ドル建てエマージング・ハイ・イールド・ボンド・ファンド
キャッシュ・フロー計算書
2016年６月30日に終了した年度
（豪ドルで表示）

	（豪ドル）	（千円）
運用活動によるキャッシュ・フロー：		
運用による純資産の純減少	(102,022)	(8,614)
運用に伴う純資産の純減少額を運用活動による現金収入へ調整するための修正：		
投資商品の販売及び満期による手取金	3,029,998	255,823
投資有価証券に係る実現利益	(169,969)	(14,350)
投資商品に係る未実現評価損の変動	26,930	2,274
為替先渡し契約に係る未実現評価損の変動	77	7
運用に関連する資産及び負債の変動：		
前払資産の減少	14,329	1,210
未払名義書換代理人報酬の減少	(206)	(17)
未払保管会社報酬の減少	(7,762)	(655)
未払販売会社報酬の減少	(491)	(41)
未払専門家報酬の減少	(911)	(77)
未払受託会社報酬の減少	(5,185)	(438)
未払登録料の減少	(481)	(41)
未払管理及び販売手数料の減少	(2,920)	(247)
未払代行協会員報酬の減少	(80)	(7)
未払印刷費用の増加	5,019	424
運用活動による現金収入（純額）	**2,786,326**	**235,250**
財務活動によるキャッシュ・フロー：		
買戻済受益証券に係る支払金	(1,599,903)	(135,080)
受益証券保有者に支払われた分配金	(1,179,602)	(99,594)
財務活動による現金支出（純額）	**(2,779,505)**	**(234,674)**
現金及び外貨の純増加	**6,821**	**576**
期首現在現金及び外貨	17,331	1,463
期末現在現金及び外貨	**24,152**	**2,039**

添付の注記は、当財務書類の一部である。

豪ドル建てエマージング・ハイ・イールド・ボンド・ファンド
財務ハイライト
2016年６月30日に終了した年度
受益証券１口当たりのデータ及び割合（要約）
（豪ドルで表示）

	豪ドル建てクラス 2016年６月30日に終了した年度 （豪ドル）	（円）
純資産価格－期首現在	6.9714	589
純投資利益[1]	(0.2486)	(21)
実現及び未実現純利益	0.1913	16
運用に伴う純資産の純減少	(0.0573)	(5)
分配金控除額	(1.2000)	(101)
純資産価格－期末現在	5.7141	482
トータル・リターン	(0.28)%	(0.28)%
割合／補足的情報：		
純資産－期末現在（千豪ドル単位）	5,056	426,878
平均純資産に対する費用の割合	4.03 %	4.03 %
平均純資産に対する純投資利益の割合	(4.02)%	(4.02)%

(1)年間の未償還平均受益証券数を利用して計算された。

添付の注記は、当財務書類の一部である。

豪ドル建てエマージング・ハイ・イールド・ボンド・ファンド
投資ポートフォリオ
2016年６月30日現在
(豪ドルで表示)

通貨	株式数	銘柄	純資産に占める割合(%)	時価(豪ドル)
		普通株式 (96.0%)		
		ルクセンブルグ (96.0%)		
		デット・ファンド (96.0%)		
豪ドル	4,265,657	ブルーベイ・インターナショナル・トラストのサブ・トラストであるEMサブIGハイインカム・コープボンド・サブトラスト*	96.0	4,856,024
		デット・ファンド合計		4,856,024
		ルクセンブルグ合計		4,856,024
		普通株式合計 (費用 4,301,000豪ドル)		4,856,024
	元本金額			
		確定利付証券 (5.2%)		
		米国 (5.2%)		
		社債及び会社の小切手 (5.2%)		
豪ドル	460,000	SG Structured Products, Inc. 0.00% due 12/09/22	5.2	262,108
		社債及び会社の小切手合計		262,108
		米国合計		262,108
		確定利付証券合計 (費用 463,117豪ドル)		262,108
		投資合計 (費用 4,764,117豪ドル)	101.2	5,118,132
		現金及びその他の資産を上回る負債	(1.2)	(62,095)
		純資産	100.0	5,056,037

＊ 2016年６月30日現在、投資会社が有する投資のうち、ファンドの投資持分比率がその純資産の５％を超えるものはない。

通貨略称

AUD　豪ドル

添付の注記は、当財務書類の一部である。

豪ドル建てエマージング・ハイ・イールド・ボンド・ファンド
財務書類に対する注記
2016年６月30日に終了した年度

注１－組成

豪ドル建てエマージング・ハイ・イールド・ボンド・ファンド（以下「ファンド」といいます。）は、ケイマン諸島の法律に準拠し、2012年10月15日付追補証書（以下「追補証書」といいます。）に従って設立されたオープン・エンド型のユニット・トラストである日興ＡＭオフショア・ファンズのシリーズ・トラストであります。日興ＡＭオフショア・ファンズは、ケイマン諸島の法律に準拠し、2012年10月15日付のマスター信託証書（以下「マスター信託証書」といいます。）によって設立されており、ミューチュアル・ファンド法（2009年改正）第４条第１項（a）に基づき、ケイマン諸島金融庁から免許を交付されています。ファンドは、2012年12月３日に運用を開始しました。

ファンドの資産は、日興ＡＭグローバル・ケイマン・リミテッド（以下「管理会社」といいます。）により、日々更新ベースで管理されています。管理会社は、投資運用業務を日興アセットマネジメント株式会社（以下「投資顧問会社」といいます。）に委託しています。投資顧問会社は、投資運用業務を日興アセットマネジメント ヨーロッパ リミテッド（以下「副投資顧問会社」といいます。）に委託しています。ファンドの事務管理は、ニューヨーク州の法律に準拠して設立されたリミテッド・パートナーシップであるブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・コー（以下「保管会社」および「副事務管理会社」といいます。）に委託されています。

ファンドの投資目的は、インカム収益を確保しつつ中長期的な資産の成長を達成することであります。投資顧問会社および／またはその受任者は、ブルーベイ・インターナショナル・トラストのサブ・トラストであるEMサブIGハイインカム・コープボンド・サブトラスト（以下「投資対象ファンド」といいます。）のAUDヘッジド・クラスの受益証券に主に投資することでかかる目的の達成を図ります。

追補証書およびマスター信託証書の規定に従い、CIBCバンク・アンド・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド（以下「受託会社」および「事務管理会社」といいます。）がファンドの受託会社として任命されています。

管理会社は、ソシエテ ジェネラル証券株式会社を代行協会員（以下「代行協会員」といいます。）に選任し、また、株式会社三井住友銀行を日本における受益証券の販売会社（以下「販売会社」といいます。）に選任しました。

注２－重要な会計方針の概要

ファンドは、FASB制定の会計基準コーディフィケーション第946号の会計処理および報告指針に従う投資会社です。

見積りの使用

当財務書類は、米国において一般に公正妥当と認められている会計原則（以下「米国GAAP」といいます。）に基づいて作成されています。米国GAAPに基づいた財務書類の作成にあたり、ファンドの経営陣は、財務諸表の日付現在の資産および負債の報告金額ならびに偶発資産および負債の開示、ならびに報告対象期間の収益および費用の報告金額に影響を与えるような見積りおよび仮定を行わなければなりません。実績額（公正価値で評価された投資の売却により実現した最終的な金額を含みます。）と見積額との間に差異が生じる場合があり、かかる差異は重要である場合があります。

会計処理の前提

証券取引および契約に基づく取引は、取引日／契約日ベースで計上されます。受取利息は、適用ある源泉徴収税を控除した実効利回りベースで計上されます。利息費用およびその他の費用は、発生主義により計上されます。証券取引の実現損益は、売却または買戻しされた有価証券の平均取得原価に基づいて計算されます。投資の評価額の変動は、運用計算書上、未実現純利益または損失として計上されます。

投資対象の評価

他の投資法人（以下「ヘッジファンズ」といいます。）への投資は、ファンドが定めた方針および手続に基づ

く評価日現在でかかる投資法人の事務管理会社が報告した投資口１口当たりの純資産価格により評価されます。ファンドが通常の業務の過程においてその投資対象の投資を償還することがありうる場合、かかる投資は通常、当該投資法人の事務管理会社が提供する純資産評価額で評価されます。

ファンドがその投資対象の投資を償還することができない場合、かかるポートフォリオ・ファンズ中の投資もまた、当該投資法人の事務管理会社が提供する純資産評価額で評価されますが、当該投資対象のポートフォリオ・ファンズがその純資産評価額の計算を投資法人に適用のある会計測定指針に基づいて行ったこと、例えば、かかる投資対象の投資法人内の投資は適用ある米国GAAPに基づき公正価値で評価されていることを条件とします。ただし、投資顧問会社が当該評価額は最も適切な公正価値の指標ではないと判断した場合はこの限りでなく、かかる場合、当該投資は、投資顧問会社により公正価値で評価されます。当年度中、投資顧問会社による公正価値による評価が必要となる投資は存在しませんでした。かかる評価額はすべて、既存市場が存在したならば用いられたであろう評価額とは大幅に異なる可能性があり、かかる差異は重大なものである可能性があります。

業績リンク債への投資は、発行体が公表する価格（当該債券の額面金額に、ファンドの現在の受益証券１口当たり純資産価格とファンドの受益証券１口当たりの当初純資産価値との比を乗じた値に等しくなります。）で評価されます。

米国GAAPに準拠した公正価値の測定および開示に関する当局の指針に従い、ファンドは、公正価値の測定に用いられる評価技法よりもインプットを優先させるヒエラルキーにより、投資の公正価値を開示します。かかる優先順位においては、同一の資産または負債に係る活発な市場における未調整相場価格に基づく評価金額が最も優先され（レベル１測定）、当該評価のために重要かつ観測不能なインプットに基づく評価金額は、最下位の優先度（レベル３測定）となります。上記指針は、以下のとおり３つのレベルの公正価値ヒエラルキーを設定しています。

・レベル１－同一の投資対象に係る活発な市場であって測定日現在ファンドがアクセス可能なものにおける未調整相場価格を反映するインプット。
・レベル２－資産または負債に関する直接的または間接的に重要かつ測定可能な、相場価格以外のインプット（活発ではないとみなされる市場におけるインプットを含む。）。
・レベル３－重要かつ観測不能なインプット。

様々な評価手法の適用にあたってインプットが使用され、インプットは、市場参加者が評価を決定するにあたり用いる広範な仮定（リスクに関する仮定を含みます。）を前提とします。インプットには価格情報、個別および広範囲の信用情報、流動性に係る統計、ならびにその他の要因が含まれます。ある金融商品の公正価値ヒエラルキーにおけるレベルは、当該公正価値測定において重要なインプットのレベルのうち最も下位のものに基づきます。しかしながら、何をもって「観測可能」とするかの決定に際しては、投資顧問会社による重要な判断が必要です。投資顧問会社は、観測可能なデータとは、容易に入手可能な市場情報であって、定期的に流通または更新され、信頼性があって検証可能であり、専有でなく、関連する市場に積極的に関与している独立した情報源により提供されるものとみなします。当該ヒエラルキーにおける金融商品の分類は、当該金融商品の価格設定の透明性を基礎としており、投資顧問会社の認識する当該商品のリスクには必ずしも対応しません。

評価額が活発な市場の相場価格に基づいており、したがってレベル１に分類される金融商品には、積極的に取引された自己資本、一定の米国政府債券およびソブリン債、ならびに一定の金融市場証券が含まれます。投資顧問会社は、ファンドが多額のポジションを保有し、売却により相場価格に影響を及ぼす可能性が合理的に存在するような状況であっても、かかる金融商品の相場価格に調整を行わない見込みです。

活発ではないとみなされる市場において取引されるものの、市場相場価格、ディーラーの気配値、または観測可能なインプットにより支えられる代替的な価格形成情報源に基づいて評価される投資は、レベル２に分類されます。かかる分類には、投資適格債券、短期投資、および外国為替先渡し契約が含まれます。レベル２の投資には、活発な市場で取引されていないポジションおよび／または譲渡制限の付されたポジションが含まれるため、評価額は、流動性の欠如および／または譲渡性の欠如（これらは通常、入手可能な市場情報に基づくものです。）を反映するよう調整される場合があります。

レベル３に分類される投資には、取引頻度の低さが見込まれることから、重要かつ観測不能なインプットがなされます。レベル３の金融商品には、資産担保証券および不動産抵当担保証券が含まれます。観測可能な価格が当該有価証券に利用できないため、ファンドは、評価技法を用いて公正価値を導き出します。

有価証券の評価に用いられるインプットまたは手法は、必ずしも当該有価証券への投資に伴うリスクを示すものではありません。

以下の表は、2016年６月30日現在の貸借対照表に計上された金融商品を、内容別および評価ヒエラルキーのレベル別に示したものです。かかる金融商品の詳細な分類については、投資明細表に表示されています。当年度中、レベル間の移動はありませんでした。

（豪ドル）

資産の公正価値評価	レベル１	レベル２	レベル３	2016年６月30日現在の価値評価
投資法人	－	4,856,024	－	4,856,024
社債	－	262,108	－	262,108
合計	**－**	5,118,132	**－**	5,118,132

外貨換算

オーストラリア・ドル（以下「豪ドル」または「機能通貨」といいます。）以外の通貨で保有される資産および負債は、財務書類の日現在の実勢為替レートで機能通貨に換算されます。収益および費用は、当該収益または費用が発生した日現在の実勢為替レートで換算されます。外国為替取引により生じた実現損益および非実現損益は、当該取引の発生した期間における損益計算書に含まれます。

ファンドでは、投資に係る為替レートの変化に起因して生じた実績部分を、保有する有価証券の市場価格の変化により生じた変動と区別しません。かかる変動は、投資に係る実現純損益および未実現純損益に含まれます。

所得税

ケイマン諸島の現行法上、ファンドに課せられる所得税、源泉徴収税、キャピタル・ゲイン税またはその他の税金は存在しません。ケイマン諸島以外の一定の法域において、ファンドが受け取る配当および利息に対し、外国の源泉徴収税を課せられる場合があります。かかる法域において、ファンドに由来するキャピタル・ゲインは通常、外国の所得税または源泉徴収税を免除されています。ファンドは、いかなる法域においても所得税を課せられることのないように事業を営む意向であります。したがって、財務書類上、所得税引当金は設定されたことがありません。受益者は、その個別の事情に応じて、ファンドの課税基準所得の持分相当分に対し、課税されることがあります。

ファンドは、税務上の地位の不確実性に係る会計処理および開示に関する当局の指針（財務会計基準審議会（以下「FASB」といいます。）制定の会計基準コーディフィケーション第740号）に従います。かかる指針により、管理会社は、ファンドの税務上の地位が、適用ある税務当局の審査の結果、認められる見込みが認められない可能性を上回るかどうか、判断しなければなりません。かかる判断には、当該地位の技術的利点に基づき、関連する不服申し立てまたは訴訟手続を決議することも含まれます。認定の最低基準を満たす税務上の地位に関しては、財務書類上に認識される税金ベネフィットは、関連する税務当局との最終的な和解を経て現金化されるという最大のベネフィットの可能性が50％を上回ることにより縮小します。管理会社は、この当局指針に基づく財務書類に対する影響は、ごくわずかまたはゼロであると判断しました。

外国為替先渡し契約

ファンドは、豪ドル建ての投資の全部もしくは一部に関する為替レートのリスクをヘッジするため、または効率的なポートフォリオ管理を図るため、外国為替先渡し契約を締結することがあります。外国為替先渡し契約を締結する場合、ファンドは、確定金額の外貨を合意済みの価格により合意済みの将来の期日に受け取ることまたは引き渡すことに合意します。

こうした契約では、日々評価が行われ、契約上のファンドの純持分（該当する契約に係る未実現評価額増加／（減少）を表し、契約締結日現在の先渡し為替レートと報告日現在の先渡し為替レートとの差により測定されます。）は、貸借対照表に計上されます。実現損益および未実現損益は、損益計算書に計上されます。こうした金融商品には、貸借対照表に認識される金額以上に、市場リスクもしくは信用リスクまたはその両方のリスクが伴います。リスクは、取引相手方が契約条件を履行できなくなる可能性から生じ、また、通貨の価値、有価証券の評価額および金利の変動から生じます。ファンドには当年度中、外国為替先渡し契約21件（その平均想定元本は7,356豪ドル、満期日までの平均残存期間は13日間です。）により895豪ドルの実現損失がありました。年度末現在、未決済残高はありません。

現金および外貨

現金および外貨は、ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・コーの保有するすべての通貨ならびにオーバーナイトおよびその他の金融機関への短期預金により構成されます。

注３－投資対象ファンドに対する投資

EMサブIGハイインカム・コープボンド・サブトラストは、ケイマン諸島の法律に基づいて設立され、ケイマン諸島金融庁に登録されたマルチクラス型のユニット・トラストであるブルーベイ・インターナショナル・トラストのサブ・トラストであります。この投資対象ファンドの資産は、ブルーベイ・アセット・マネジメント・エルエルピー（以下「投資対象ファンド投資顧問会社」といいます。）により管理されています。

投資対象ファンドの投資目的は、世界各地の新興国市場に拠点を置く企業を発行体とする固定利付債から成るポートフォリオへの投資を通じて、ベンチマーク指数の収益率を上回る総収益率（受益証券の各クラスの為替ヘッジまたは為替オーバーレイを考慮に入れる前の分配金の総額）を達成することです。「新興国」とは、投資対象ファンド投資顧問会社により合理的に決定されるアジア（日本を除きます。）、東欧、中東、アフリカおよびラテンアメリカの各地域におけるすべての国と定義されます。「ベンチマーク指数」とは、(ⅰ)JPモルガン・コーポレートEMBIディバーシファイド・ハイ・イールド・インデックスを70％、および(ⅱ)JPモルガン・コーポレートEMBIディバーシファイド・ハイ・グレード・インデックスを30％組み込んだ複合指数をいいます。

当該目的の達成を追求するにあたり、投資対象ファンドは、純資産総額（付随的な流動資産を除きます。）の少なくとも３分の２を、新興国市場の法人発行体が発行するあらゆる格付の固定利付債（すなわち、投資適格および投資適格未満を含みます。）および格付を取得していない債務証券、ローン（またはローンの参加者）ならびに不良債務証券に直接的または間接的（クレジット・リンク債、トータル・リターン・スワップおよびその他のデリバティブを通じた投資を含みますが、これらに限定されません。）に投資することを追求します。これらの投資は、無制限に、法人により発行されたユーロ債、ヤンキー債の形式による債券、法人および銀行により発行され現地市場において取引されている債券（政府保証の有無を問いません。）ならびに準政府機関債、転換社債、ワラント付債券、債務証書、変動利付債、グレー・マーケット証券、ハイブリッド証券、ミディアム・ターム・ノート、分割払込証券、PIK債、私募債、ステップ・アップ債、劣後債、貿易クレームおよびゼロ・クーポン債を含むことがあります。

投資対象ファンド投資顧問会社は、受益証券に帰属するサブ・トラストの純資産価格（付加価値税を除きます（もしあれば）。）の年率0.60％で計算された運用管理費用を受け取る資格を有しています。

投資対象ファンドの財務諸表はルクセンブルクにおいて一般に認められた会計原則に基づき作成され、投資対象ファンドの会計方針は、ファンドのものと実質的に一致しています。投資対象ファンドの受益証券は、各営業日に償還可能です。

注４－受益証券

ファンドの純資産は、豪ドル建てクラスの受益証券に分類されます。受益証券は豪ドル建てです。当初は豪ドル建てクラスの受益証券のみが存在しますが、今後追加クラスの受益証券が募集される可能性があります。豪ドル建てクラスの受益証券は、(ⅰ)米国の市民もしくは居住者、米国において設立されもしくは存続しているパートナーシップ、もしくは米国の法律に基づき設立されもしくは米国において存続している法人、トラストもしくはその他の事業体、(ⅱ)ケイマン諸島に居住しもしくは本籍を有する（慈善信託もしくは権利の対象もしくは適用除外もしくは非居住者のケイマン諸島の会社を除きます。）、(ⅲ)適用ある法律に違反することなく受益証券を申込みもしくは保有することのできない、または(ⅳ)上記(ⅰ)から(ⅲ)に記載される者、法人もしくは事業体のための保管会社、ノミニーもしくは受託会社でない者、法人もしくは事業体である適格投資家が入手可能です。

管理会社は、受益者に対する事前の通知または受益者の書面による同意なしに、ファンドの１または複数のクラスの受益証券の発行を決定することができます。

関連当事者である単独受益者は、豪ドル建てクラスの受益証券に帰属するすべての純資産を保有します。

	豪ドル建てクラス （豪ドル）
2015年６月30日現在の残高	7,937,564
年度中の申込み	－
年度中の償還	(1,599,903)
販売	(1,179,602)
運用に起因する純資産の減少（純額）	(102,022)
2016年６月30日現在の純資産	5,056,037
2015年６月30日現在の発行済受益証券の口数	1,138,590
年度中に発行された受益証券	－
年度中に償還された受益証券	(253,760)
2016年６月30日現在の発行済受益証券の口数	884,830
2016年６月30日現在の受益証券１口当たり純資産価格	5.7141

受益証券の申込み

豪ドル建てクラスの受益証券は、受益証券１口当たり10.000豪ドルの当初発行価格で当初発行されました。各投資家は、最低受益証券100口以上の申込みをしなければならず、その後は10口の倍数とします。受益証券は、取引日（ファンドの目論見書に定義されます。）に、現行の受益証券１口当たりの純資産価格に等しい申込価格で発行することができます。すべての申込みは、管理会社の単独の裁量により管理会社による全部または一部の拒否または承諾を条件とします。2014年５月21日付で通過された管理会社の決議を受けて、ファンドの受益証券の募集および発行は、2014年７月１日以降無期限に停止されました。

受益証券の償還

ファンドは、株主資本および負債の区別に関する当局の指針に従って償還を認識します。償還は、豪ドルまたは受益証券で表示されるかを問わず、償還通知で要求される豪ドルおよび受益証券の額のそれぞれが確定した時点（一般的に要求の性質により通知の受領時または会計年度末日のいずれかにおいて起きる可能性があります。）で負債として認識されます。その結果、年度末以降に支払われた償還額は、年度末の純資産に基づきますが、2016年６月30日現在に支払われる償還額として反映されています。2016年６月30日現在において、０豪ドルの支払償還額があり、それには資産負債計算書における償還済受益証券の支払勘定が含まれています。

受益証券の買戻し

各受益者は、買戻しが管理会社により中断されていない限り、ファンドによる受益証券の買戻しを請求することができます。受益証券は、当該買戻日（ファンドの目論見書に定義されます。）における受益証券１口当たりの純資産価格で毎日買戻されます。５年を超えて保有された受益証券には買戻し手数料は発生しません。

条件付後払い販売手数料（以下「CDSC」といいます。）

発行日から５年後の応当日より前に償還される受益証券については、当該受益証券の申込時に支払われた購入価格の率として計算されるCDSCは、以下の基準に従って販売会社により請求され、管理会社または管理会社が任命する事業体に対して支払われます。

受益証券の発行後の期間	販売手数料率
２年以内	3.50%
２年超３年以内	2.50%
３年超４年以内	2.00%
４年超５年以内	1.00%
５年超	0.00%

強制償還

受託会社もしくは管理会社が、シリーズ・トラストのクラスの受益証券がかかるシリーズ・トラストにとっ

て適格投資家でない者によりもしくはかかる者のために保有されている、もしくは当該保有によりシリーズ・トラストのトラストが登録義務を負い、税金を課されもしくは管轄地域の法律に違反すると判断する場合、または受託会社もしくは管理会社が当該受益証券の申込みもしくは購入の資金に使用される資金源の適法性を疑い、もしくは理由の如何にかかわらず（受託会社もしくは管理会社はその理由を受益者に開示することができません。）受託会社もしくは管理会社がその絶対的裁量により当該クラスの受益者もしくはシリーズ・トラスト全体の受益者の権利に関して適当と考える理由を有する場合、管理会社は、管理会社がかかる受益証券を償還することができない場合に、受託会社との協議後に、それらの保有者に対して（「受益証券の譲渡」の項における下記の規定に従い）かかる受益証券を管理会社または受託会社が決定する期間内に売却し、受託会社および管理会社にかかる売却の証拠を提出するよう指示することができます。

ファンドの終了

終了により、管理会社はファンドのすべての資産を換金し、適切に支払われるべきすべての負債の適切な引当金および終了に関する費用の留保準備金の支払いまたは留保後、受託会社は当該換金の手取金を受益者にファンドの終了日現在のファンドにおける各持分に応じて按分して分配するものとします。

受益者に対する分配

管理会社は、各分配期間（以下「分配期間」といいます。）につき、その後の分配期間中に到来する分配日において、管理会社が決定した金額を各受益者に分配することができますが、かかる分配金は、ファンドの収益、実現および未実現のキャピタル・ゲインならびに管理会社が決定する分配可能なファンドの資金から支払われます。

受益者に対する分配の宣言により、受益証券１口当たりのクラス・レベルの純資産価格は、受益者１人当たりのクラス・レベルの受益証券口数における相当の変化なしに下落します。これにより、ファンドに対する受益者の投資全額が減少します。さらに、事業成績に起因するファンドの純資産の純増を超える年度中の分配により、分配の一部が資本収益となります。

ファンドの分配金額は、（もしあれば）管理会社の裁量により決定され、各分配期間またはいずれかの分配期間につき分配が行われるといういかなる表明または保証もなされません。

資本

受益証券１口当たり純資産価格は、各取引日（ファンドの目論見書に定義されます。）につき、ファンドの資産および負債（ファンドの発生した報酬および費用を含みます。）の差額を未償還の受益証券口数で除して、計算されます。

信託証書には、ファンドにおける発行予定の受益証券口数は、管理会社の決定どおりに制限がないものとし、無額面であるものとする旨が定められています。

注５－金融派生商品

ASC815-10-50は、デリバティブ商品およびヘッジ活動に関する開示を要求しています。ASC815-10-50は、ファンドが（ａ）デリバティブ商品の利用目的と方法、（ｂ）デリバティブ商品およびヘッジ対象の会計処理方法、（ｃ）デリバティブ商品および関連するヘッジ対象が経営成績、財政状況ならびにキャッシュ・フローに与える影響について開示することを要求しています。

ファンドは、主にヘッジ目的でデリバティブ商品の先物取引を行い、各商品の主なリスク・エクスポージャーは為替リスクとなります。ファンドが保有する為替先渡し契約は、ASC815の要件に基づく会計処理目的のためのヘッジとはみなされません。かかるデリバティブ商品の公正価値は資産負債計算書に含まれており、公正価値の変動は、運用計算書（注２）上、実現および未実現利益／（損失）またはデリバティブに係る未実現純利益／（損失）の純変動として反映されています。

ファンドは、カウンターパーティー・リスクを軽減するために、相手方と国際スワップデリバティブ協会契約（以下「ISDAマスター契約」といいます。）を締結することができます。ISDAマスター契約は、一般的にファンドとその相手方により交渉され、その後のすべてのデリバティブ取引に対する契約条件を含みます。ISDAマスター契約により、クレジットイベントまたは不履行が生じた場合、相手方への支払債務または相手方からの支払債権の全額のネッティングにより、１回で純額決済をすることが可能です。

2016年６月30日に終了した年度における運用計算書上のデリバティブ商品の影響：

（豪ドル）

ヘッジ手段とみなされないデリバティブ	デリバティブに係る利益または（損失）の場所	デリバティブに係る実現利益／（損失）	デリバティブに係る未実現評価益または（未実現評価損）の変動
為替先渡し契約（通貨リスク）	為替先渡し契約に係る実現純利益、為替先渡し契約に係る未実現評価益の変動	(895)	(77)

注６－管理報酬および販売報酬

目論見書により決定される管理報酬は、毎日計算され、月毎に後払いされます。管理会社は、豪ドル建てクラスの受益証券の各評価日現在に帰属する純資産価格に対する年率0.25％の報酬を受領します。2016年６月30日に終了した年度において、管理会社は15,193豪ドルの報酬を得、そのうち1,052豪ドルが2016年６月30日現在未払いです。

ファンドの管理会社はまた、各評価日現在で計算される純資産価格に対する年率0.94％の販売管理報酬を毎月後払いで受領します。2016年６月30日に終了した年度において、管理会社は57,125豪ドルの報酬を得、そのうち3,956豪ドルが2016年６月30日現在未払いです。

管理会社は、管理会社が受領した報酬から投資顧問会社に報酬を支払います。投資顧問会社は、投資顧問会社が受領した報酬から副投資顧問会社に報酬を支払います。

注７－保管会社報酬

ファンドは、ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・コー（以下「保管会社」および「副保管会社」といいます。）との間に保管および会計契約を締結しており、これにより保管会社は資産合計および取引額に基づき毎月計算され、支払われる報酬を受領します。

注８－受託会社報酬

ファンドの受託会社は、年間最低報酬を15,000米ドルとして、各評価日現在で計算される純資産価格に対する年率0.01％の報酬を四半期毎に後払いで受領します。2016年６月30日に終了した年度において、受託会社は15,164豪ドルの報酬を得ましたが、2,945豪ドルが2016年６月30日現在未払いです。

注９－販売会社報酬

ファンドの販売会社は、各評価日現在で計算される純資産価格に対する年率0.20％の報酬を毎月後払いで受領します。2016年６月30日に終了した年度において、販売会社は12,154豪ドルの報酬を得、そのうち842豪ドルが2016年６月30日現在未払いです。

注10－代行協会員報酬

ファンドの代行協会員は、各評価日現在で計算される純資産価格に対する年率0.01％の報酬を四半期毎に後払いで受領します。

注11－財務リスクマネジメント

ファンドの活動は、市場リスク（価格リスク、金利リスクおよび通貨リスクを含みます。）、信用リスクおよび流動性リスクといった多様な財務リスクに晒されています。

市場リスク

すべての投資は、資本の損失のリスクを示しています。投資顧問会社は、有価証券およびその他の金融商品の慎重な選別を通してこのリスクを抑えます。

ファンドの投資運用プロセスは、注１に記載されています。ファンドが収益を生みつつ中長期的な資本増価を果たすという目的に見合う能力の主要な決定要因は、投資対象ファンドへの投資のパフォーマンスに拠ります。

ファンドの投資対象の価値は、多数の要因（より拡大化した経済における変動、金融および通貨市場、外国為替レートならびに金利変動を含みますがそれらに限られません。）により影響を受けます。ファンドは、ファンドの資産負債計算書において反映された額を超えた市場リスクを表すそれぞれの程度について先渡し契約を締結します。かかる契約の名目元本は、ファンドがこれらの金融商品に投資した範囲を表します。かかる契約に関連した市場リスクは、かかる投資対象の金融商品の外国為替レートにおいて起こりうる変動に起因して発生します。

その他の市場および信用リスクは、かかる契約について非流動的な市場となりうること、かかる契約の価値の変動が投資対象の通貨の価値の変動と直接相関しないこと、または先渡し契約の相手方の契約条項遂行義務の不履行といった可能性を含みます。利用可能な先物、先渡し、スワップおよびオプション契約における相手方の不履行に起因するファンドの損失エクスポージャーは、ファンドの資産負債計算書に計上される、かかる金融商品に内在する未実現の評価に限られます。

信用リスク

信用リスクは、ファンドが、相手方（パフォーマンス投資先有価証券の発行者を含みます。）がファンドの義務の条件に従って履行することができなかった場合に被る潜在的損失を表します。為替取引契約については、為替取引は個別の取引の相手方として行為し、そのため、個別のポジションの相手方に対するまたはその相手方からの受け渡しのリスクを負担します。パフォーマンス投資先有価証券は、Ｓ＆ＰおよびフィッチからＡ格付を付与された発行者の親会社により保証されています。ファンドの経営陣は、利用できるデリバティブ契約に関連する信用リスクは、ファンドの財務状況に重大な悪影響を及ぼすと考えておりません。

管理会社は、保管会社を監視し、適切な保管会社であると信じていますが、かかる保管会社またはファンドが随時用いる他の保管会社が破産しない、すなわちファンドについての損失を導き得ないということは保証されていません。

連邦破産法および1970年証券投資家保護法は、法人の債務不履行、破産または清算時に顧客の財産を保護することを図っていますが、ファンドの資産を保管する法人の債務不履行時において、ファンドが、一定の間、最終的にはその資産が完全に回復する前に、またはそのいずれもにおいて、かかる利用できなくなった資産によって損失を被ることがないとは限りません。ファンドの現金すべては単一の法人に保管されるため、かかる損失は重大となる可能性があり、ファンドの投資目的を達成する能力を大きく損なう可能性があります。ファンドは、かかる法人が保有していた額を返済する義務を果たせない可能性があるという範囲において信用リスクを前提としています。

流動性リスク

投資家は、受益証券の価値は増加する可能性もあると同様に減少する可能性もあることを認識するべきです。ファンドへの投資は、ファンドの投資目的が達成される保証はないという一定のリスクを含みます。

ファンドは、その受益証券の日々の買戻しに晒されていますが、経営陣は、ファンドは、その事業運営について現在のおよび予測可能な需要、および必要な場合、買戻しのための流動資金を満たし、かつより小規模な資本基盤を適切に反映した市場ポジションを達成する十分な資源を有すると信じております。かかるポジションは、ファンドがその義務を遂行できるよう確保するために経営陣により継続的に監視されています。

2016年６月30日現在、ファンドの投資資産のほとんどすべては、投資対象ファンドにおいて取引されています。

通貨リスク

ファンドは、機能通貨である豪ドル以外の通貨においても金融および非金融資産を保有し、金融および非金融負債を負担しています。そのためファンドは、その他の通貨（以下「豪ドル以外の通貨」といいます。）の資産および負債の価値が為替レートの変動に起因して変動するため、通貨リスクに晒されています。ファンドは、通貨リスクのエクスポージャーを限定するために、随時為替ヘッジ取引を締結することができます。

投資顧問会社は、日毎ベースで、ファンドの通貨エクスポージャーを監視します。

注12－契約義務および偶発債務

通常業務において、受託会社はファンドに代わって、様々な表明保証を含む契約を締結することができ、それ

らは一般補償を規定しています。一般補償は、かかる表明保証が真実でないという範囲において適用されるだけでなく、ファンドの事務管理会社、監査役または投資顧問会社といった第三者のファンドについて実施されたサービスに関する要求についても補償され得ます。かかる取決めに基づく受託会社の最大のエクスポージャーは、受託者に対してなされた未だ発生していない将来の要求の範囲においてのみエクスポージャーは発生するため、知り得ません。しかしながら、経験に基づき、受託会社は、損失リスクを遠ざけるようはからっています。

注13－後発事象

経営陣は、後発事象のレビューを2016年12月９日（財務書類の発表日）までに行いました。

2016年７月１日より2016年11月30日まで、ファンドについて０豪ドルの申込みがあり、351,412豪ドルの償還がありました。ファンドについて423,875豪ドルの分配がありました。

その他ファンドに関して報告する重要な事項はありません。